

院内トリアージ実施体制加算について

- 当院では、院内トリアージ実施体制加算の届出を行っており、夜間、休日または深夜において受診された患者さん（救急車等で緊急に搬送された方を除く）に対して、来院後、速やかに緊急性について判断した場合、診療にかかる料金に「院内トリアージ実施体制加算」を算定しています。
- 救急外来で診察を行う患者さんに、看護師または医師があらかじめ症状を確認し、診察の優先度を決めさせていただきます。診察の順番は、来院された患者さんの緊急度や重症度によって決定するものであり、受付した順番で診察とは限りませんので、御了承ください。

令和8年6月

川崎市立川崎病院